PCT NEWSLETTER

- 日本語抄訳- 2015 年 10 月号 | No. 10/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER(英語版)(www.wipo.int/pct/en/newslett)の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER(英語版)に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

日本国特許庁主催の PCT セミナーが下記日程で開催されます。事前のお申し込みは必要ですが無料です。PCT に関する最新のトピックスをご紹介いたします。是非ご参加ください。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_chiteki_setumeikai.htm

2015年12月 2日(水)名古屋

2015年12月10日(木)広島

2015年12月 3日(木)大阪

2015年12月14日(月)福岡

2015年12月7日(月)東京

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 47 回 PCT 同盟総会(PCT 総会)が 2015 年 10 月 5 日から 14 日までの期間、ジュネーブにて開催されました。会合の要約に参照される文書は WIPO ウェブサイトの下記リンク先から閲覧可能です。

http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=135 (PCT 総会に関する文書 (PCT/A/47/..))

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=35593 (PCT 作業部会に関する文書 (PCT/WG/8/..))

本総会はヴィシェグラード特許機構(VPI)をPCTにおける国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として選定しました(PCT/A/47/6及び6 Add.参照)。PCT Newsletter 2015年6月号でお知らせしたように、VPIは特許分野における政府間協力機関であり、ヴィシェグラードの4ヶ国(チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア)の特許庁により構成されています。VPIは2016年7月1日より国際機関としての実務を開始する予定で、中欧及びバルト海沿岸諸国において初の機関となります。

本総会は、ウクライナ国家知的所有権庁の組織再編を反映するため、国際事務局(IB)及び当該官庁との間の取決めの修正を承認しました(PCT/A/47/7)。本取決めは当該官庁と引き続き交わされますが、ISA及びIPEAとしての主な機能を果たす機関は、国営企業「ウクライナ知的所有権機関」という名称の別個の組織になりました。

本総会はPCT/A/47/4 Rev.の附属書に記載されたPCT規則の改正を採択しました。本改正は以下を含みます。

- PCT 規則 9、48 及び 94: ある国際出願に関して、明らかに当該国際出願を公開する目的にかなわず、かかる情報の公表が如何なる者の個人的又は経済的利益を損なうものであり、

且つ、かかる情報を入手できることに公益性がない場合には、出願人は公開された国際出願又は関連書類から当該情報を削除する請求が可能となります。これにより国際出願又は関連書類に誤って含まれた特定の不適切な情報の除外が可能になります。詳細はPCT/WG/8/12 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 132 から 137) を参照。

- PCT 規則 26 の 2 及び 48: 受理官庁は、優先権の回復請求に関して提出された書類の写しを IB へ転送することが義務付けられます。しかし、上述の改正提案の適用と同条件で、出願人は特定の書類が転送されないよう請求することが可能です。主な違いは、この場合では"相当な注意"の要件が満たされることを証明するために、関連情報が故意に提供される可能性があることです。なお、主要な情報が公開されていない場合には、国内段階で優先権の回復請求は見直され、再度指定官庁に同様の情報を提供することを要請される可能性があることに留意が必要です。詳細は PCT/WG/8/14 及び PCT/WG/8/25(パラグラフ 138 から 141)を参照。
- PCT 規則 82 の 4: 関係者が居住する地域の電子通信サービスの一般的な不通により期限が遵守されなかった場合に、不可抗力の規定により期限延長が認められます。そのような停止状態は自動的に期限が遵守されなかったことを許容するわけではありません。停止状態により期限が遵守されなかったこと、及びできる限り速やかに適切な措置をとったことを示す証拠を提出する必要があります。詳細は PCT/WG/8/22 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 142 から 149)を参照。
- PCT 規則 92:出願人が IB に対して英語又は仏語以外の言語で文書を作成することを IB が認められるようにする授権規定が追加されます。ePCT を利用して行われる通信の場合に、公開言語(又は英語又は仏語、現時点のように)での通信を可能にすることを目的とします。今後、IB が業務を効率的に管理する体制が整い、指定官庁又は第三者に対し不利な結果が生じない旨を確認した時点で、当該取決めは全ての通信に拡張される予定です。詳細は PCT/WG/8/23 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 150 から 153) を参照。

上記改正は2016年7月1日に発効します。

- PCT 規則 12 の 2、23 の 2 及び 41: 国内法で許可されている場合には、受理官庁は出願人の許諾なしに先の出願の調査又は分類結果の詳細を国際調査機関(ISA)へ送付します。それらの結果の送付に出願人の許諾が必要な場合には、受理官庁はその旨を国際事務局へ通知します。詳細は PCT/WG/8/18 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 60 から 70)を参照。
- PCT 規則 86 及び 95: 指定官庁は、国内段階移行、国内公報、特許付与に関する情報を IB へ適時送付することが義務付けられます。当該情報は PATENTSCOPE で閲覧可能となり、またバルク形式で他の特許情報サービス提供者に対し利用可能となり、国内権利が付与されたか否かに関する情報に大きな改善をもたらします。詳細は PCT/WG/8/8 及び PCT/WG/8/25 (パラグラフ 77 から 83) を参照。

上記改正は2017年7月1日に発効しますが、本総会はまだそうしていない国内官庁に対し、可能であればその日以前に、国内段階移行に関する関連情報を提供するよう強く推奨しました。

本総会は補充国際調査制度に関する報告書(PCT/A/47/3)を留意し、IB、国内官庁及びユーザグループは引き続き当該制度の認知度を高め普及促進を図ること、国際機関は提供するサービスの範囲及び料金の見直しを考慮すること、また IB は 2020 年のさらなるレビュー前の 5 年間にわたりシステムのモニタリングを継続することに合意しました。

本総会は、収入の損失を防ぐため一年に一度のみ換算額を設定しヘッジング契約を利用するために、出願手数料の換算額の設定に関する指令を修正するための提案(*PCT Newsletter* 2015年6月号に記載)の議論を先延ばしすることに合意しました(PCT/A/47/5 Rev.)。

本総会はまた PCT サービスの利害関係者への提供を改善することについて PCT 作業部会 (PCT/A/47/1) 及び PCT 国際機関会合 (PCT/A/47/2) によりなされた作業に関する報告を留意し、さらなる作業に関する勧告を承認しました。これらの事項は PCT Newsletter 2015 年 2月号及び 6月号にてそれぞれ報告されました。

本会合の報告書はまもなく下記リンク先に掲載されます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/47

PCT 最新情報

BN:ブルネイ・ダルサラーム(管轄国際調査及び予備審査機関)

CY: キプロス (手数料)

EP:欧州特許庁(書類を発送したことの証拠)

FR:フランス(電話番号、手数料)

IS:アイスランド(手数料)

MT: マルタ (インターネットアドレス)

MX:メキシコ(管轄国際調査及び予備審査機関) RU:ロシア連邦(手数料、国内段階移行期限) VN:ベトナム(管轄国際調査及び予備審査機関)

ZA:南アフリカ(手数料)

調査手数料(オーストリア特許庁、欧州特許庁、インド特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 受理官庁ガイドライン

PCT 受理官庁ガイドラインは修正がなされ、2015 年 10 月 1 日に発効しました。今回の修正は、特定の国際調査機関により提供される新しいサービス(PCT Direct)に関係します。このサービスは、出願人が特定の状況下で、受理官庁に先の出願の調査結果に関するコメントを提出可能とするものです。

本ガイドライン (PCT/GL/RO/14) の全文は英語又は仏語の PDF 又は HTML 形式でご利用頂けます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html

上記修正は、PCT 官庁に送付された回章 C.PCT 1456 及び C.PCT 1458 において詳細に説明されています(http://www.wipo.int/pct/en/circulars/を参照)。

PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは修正がなされ、2015 年 10 月 1 日に発効しました。今回の修正は、国際調査及び予備審査機関に送付された回章 C.PCT 1455 及び C.PCT 1459 で説明されています(http://www.wipo.int/pct/en/circulars/を参照)。

本ガイドライン(PCT/GL/ISPE/14)の全文は英語の PDF 形式でご利用頂けます。仏語版もまもなく下記リンク先からご利用になれます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html

セミナー資料

2015年9月24及び25日にジュネーブのWIPO本部で開催された上級者向けPCTセミナーに関するセミナー資料が下記リンク先からご利用いただけます。本資料には、国際段階及び国内段階の手続き、PCTの最近の動向及び将来展望、ePCTを用いたPCT出願の提出及び管理に関する情報を含みます。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/advanced_seminar.pdf

第三者情報提供に関する PCT FAQs (日本語)

第三者情報提供に関する FAQ が日本語でご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/ja/faqs/index.html

PCT ケーススタディ

PCTが発明を促進していることを実証する70以上のケーススタディを含むPCTケーススタディウェブサイトが改訂され新しいケースが追加されました。当該サイトには現在、ユーザのニーズに関連するケーススタディをユーザが容易に迅速に検索できるよう、各スタディのテーマを選定し表示した"フォーカス"キーワードを設けました。下記リンク先にて利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/inventions/case_studies.html

PATENTSCOPE 検索システム

国内コレクション:英国

PATENTSCOPE 検索サービスは英国の国内コレクションを追加しました。それにより、英国の 1782 年以降の 280 万件以上の書誌データを検索可能となりました。全文検索機能は近い将来追加される予定です。英国のコレクションの追加により、PATENTSCOPE データベースでは、40 の国内又は広域官庁のコレクションを含む 4800 万件以上を利用可能となりました。

コレクションは下記リンク先からご利用いただけます。

http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf

アラビア語での利用開始

PATENTSCOPE 検索システムがこれまでの 9 言語(中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語)に加え、アラビア語で利用可能になりました。なお、現在アラビア語では以下の機能をご利用いただけます。より高度な検索機能は徐々にアラビア語で利用可能となる予定です。

- 検索の実行
- 検索結果の表示
- ユーザアカウントへのログイン
- ヘルプとサポートページの表示

中国語文献の翻訳

WIPO が開発した機械翻訳ツールであり PATENTSCOPE のユーザインターフェイスにて利用可能な "WIPO 翻訳" は現在、中国語文献全文を英語へ又はその逆も同様に、業界をリードする翻訳機能を提供します。

ユーザは長い文書の即時、自動翻訳を利用可能となりました。さらに、WIPO 翻訳は中国語/英語の特許文書に特化して蓄積されており、独立した評価ツールでは他の一般的に利用されているものより正確であると示されています。そのためユーザは他の翻訳ツールに比べ、発明の性質に関するより優れた明確な見解を得ることが可能です。また WIPO 翻訳は安全な "https" プロトコルで提供されていますので、翻訳作業は非公開であり、第三者によるアクセスはできません。

WIPO 翻訳は他の6言語(英語⇔仏語、英語⇔独語、英語⇔日本語、英語⇔韓国語、英語⇔ロシア語、英語⇔スペイン語)でも利用可能ですが、現在は短文のみ(最大2,000文字)です。翻訳は下記リンク先の欄に文章をペーストして必要な言語を選択してください。

https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.isf?interfaceLanguage=en

WIPO Pearl 更新

WIPO は 2014 年 9 月に PCT 出願や特許文献で使われている豊富な複数言語の科学技術専門用語を無料で利用可能な新しいデータベースの提供を開始しました(PCT Newsletter 2014 年 10 月号参照)。下記リンク先から利用可能です。

http://www.wipo.int/wipopearl

WIPO Pearl は、PCT の 10 の公開言語間の用語の正確かつ一貫性のある利用を促進し、科学技術の知識を簡単に検索し共有することができます。ユーザは従来の"言語検索"(用語による検索)又は言語ごとの関連する概念のグラッフィック表示を提供する革新的な"コンセプトマップ検索"によりデータベースを検索可能です。WIPO Pearl は、PATENTSCOPE と統合されているため、PATENTSCOPE のコーパス全体や他言語における該当する用語を検索可能です。

2015 年 9 月のデータベースの更新に続き、WIPO Pearl は現在、WIPO-PCT の言語専門家(翻訳者や用語管理者)によって全て入力され検証された 16,000 の概念や 105,000 以上の用語が収録されております。

WIPO Pearl のコンテンツに関するご意見をお聞かせください。
ウェブサイト (http://www.wipo.int/contact/en/) の "Contact us" のリンク先もご利用頂けます。

偽の手数料の支払い請求

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではなく、PCT に基づく国際出願の手続きに関係のない、手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。そしてこの度、"IP save"と "WPAT"からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に下記リンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです(PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号: +41 22 338 83 38 FAX 番号: +41 22 338 83 39 電子メール: pct.legal@wipo.int

WIPO は、PCT 出願人、代理人又は発明者 (PCT ユーザ) の皆様に、政府又は国内商取引保護協会にて対処するようお勧めしております。苦情申立ての例文や "苦情受付け政府機関及び商取引保護協会"の一覧が上記ウェブサイトでご覧いただけます。

なお、様式 PCT/IB/311 は 2015 年 10 月 1 日から偽の手数料の支払い請求に関する注意喚起を 追加するよう修正されました。修正された様式は下記リンク先から、それぞれ英語、仏語でご 覧いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/ib311.pdf (仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/forms/ib/ib311.pdf

欧州特許庁からのお知らせ

モルドバ共和国における欧州特許の有効化

欧州特許機構とモルドバ共和国政府間の新しい取決めが 2015 年 11 月 1 日に発効されます。その日以降、欧州特許及び欧州特許出願 (欧州特許として指定のある PCT 出願を含む)のモルドバ共和国での有効化が可能となります。有効化の後、これらの特許はモルドバ共和国での国内特許と同様の権利及び法的保護を有します。

当該有効化取決めの発効に伴い、単一の欧州特許出願で最大 42 ヶ国で特許保護を得ることが可能になります。これらは欧州特許機構の 38 加盟国、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの二つの拡張国、及び EPO が今年 3 月に発効した有効化取決めを交わしたモロッコを含みます(PCT Newsletter 2015 年 2 月号参照)。

以下の情報は PCT 出願に基づき付与された欧州特許の有効化に関します。モルドバ共和国におけるそのような欧州特許の有効化は出願人の請求のもとに可能であり、2015 年 11 月 1 日以降に出願される国際出願に関しては、欧州特許の有効化が請求されたものと見なされます。なお、その日以前に出願された PCT 出願や当該出願に基づく欧州特許に関しては利用できませんのでご注意ください。

欧州-PCT 出願をモルドバ共和国において有効化するためには、国際出願を欧州段階へ移行するための期限内、又は国際調査報告書の公開日から6ヶ月以内の何れか遅い期限内に、EPO に有効化手数料 200 ユーロを支払う必要があります。その期限を経過した後であっても、下記の期限内に50%の追加料金を支払うことで、有効化手数料の支払いは有効になります。

- 2ヶ月のグレースピリオド期間内、又は
- 指定手数料に関する手続続行請求と共に:指定手数料の未払いを受け EPC 規則 112(1)に基づく権利喪失の連絡の通知から2ヶ月以内

有効化国としてのモルドバ共和国に関する参照は、欧州段階(指定又は選択官庁としての EPO) へ移行する際に必要な様式(様式 EPA/EPO/OEB 1200) に含まれます。当該様式の更新版は 2015 年 11 月 1 日に EPO のウェブサイトにて利用可能となり、*PCT 出願人の手引*の EP 国内段階の附属書としても掲載される予定です。詳細は下記リンク先をご覧ください。

http://www.epo.org/news-issues/news/2015/20151008.html

http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/2015010 09.html

http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20151009 .html

"PCT Direct"の拡張

2014年11月1日、欧州特許庁(EPO)は受理官庁(RO)及び国際調査機関(ISA)の資格において、新たなサービス"PCT Direct"を開始しました(PCT Newsletter 2014年11月号参照)。当該サービスは、EPO に国際出願を提出し、EPO により既に調査された先の出願に基づいて優先権を主張する出願人は、非公式なコメントを提出することにより、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。そのようなコメントは、国際出願の請求の範囲の特許性に関する意見書の形式で提出される必要があり、先の出願と比較して、出願書類、特に請求の範囲の修正に関する説明を含むことになります。必要な要件が満たされていれば、EPO は国際調査報告書(ISR)及び見解書を作成する際にそれらの非公式コメントを考慮します。

2015 年 7 月 1 日に、この EPO のサービスは、EPO が ISA として選択された場合に、何れの他の受理官庁へ提出された国際出願にも適用されるよう拡張されました。そのため、"PCT Direct"の書簡が関連する受理官庁に対して所定の様式で国際出願と共に提出される場合、及び当該国際出願が EPO により調査された先の出願の優先権を主張する場合において、EPO は ISR 及び見解書を作成する際にそれらの非公式コメントを考慮します。ePCT システムはこの

新しいサービスに対応しています。詳細は以下のリンク先をご参照ください。

http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2015/06/a51.html

イスラエル特許庁も 2015 年 4 月 1 日より "PCT Direct"の試行を開始しました (PCT Newsletter 2015 年 4 月号参照)。

新しい PCT-EPO ガイドライン

新しい刊行物 "PCT 機関としての EPO における調査及び審査のためのガイドライン"が EPO のウェブサイトにて利用可能となりました。2015 年 11 月 1 日に発効する当ガイドラインは、ISA 及び IPEA としての EPO に対する国際出願の処理における様々な局面で従うべき実務及び 手続きに関する指針となります。この新しい刊行物は現行の欧州 – PCT ガイド及び PCT 国際 調査・予備審査ガイドライン、PCT 受理官庁ガイドライン及び PCT 出願人の手引を補足する目的で作成されています。当ガイドラインは下記リンク先から利用可能です。

http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html

日本国特許庁:国際調査及び予備審査に関する新しいハンドブック

日本国特許庁(JPO)は、新たに PCT 国際調査及び予備審査ハンドブックを発行しました。2015年 10月1日から適用される本ハンドブックは、国際調査及び予備審査機関としての JPO の手続き及び指針を明確にし、下記リンク先にて日本語及び英語(仮翻訳)で利用可能です。

(日本語) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/files_pct_handbook/all.pdf (英語) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/files_pct_handbook_e/all_e.pdf

本ハンドブックに関する詳細は下記リンク先をご覧ください。

(日本語) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pct_handbook.htm (英語) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki_e/t_tokkyo_e/pct_handbook_e.htm

実務アドバイス

PCT 出願時に参照可能な役立つ PCT 関連資料

Q: 特許管理者見習いで、PCT 出願を行う特許弁理士を補助する予定です。PCT 出願の提出に関して出来る限り調べたいのですが、参照可能な資料の一覧を教えていただけますか?

A: まず初めに、PCT 出願を行う前に PCT を熟知していることが非常に重要です。以下の情報は PCT 出願の提出方法を説明するものではありません。手短にお答えできませんし、PCT ウェブサイトに掲載された様々な資料ですでに説明されているため、ここでは参照するのに役立つ資料をご紹介します。定期的な PCT ユーザにとって、これらの資料の多くはおそらくすでにご存知でしょうが、当情報が役立つリマインダーとなれば幸いです。資料の多くは最新情報となるよう頻繁に更新されており、以下の PCT ウェブサイトのリンク先で利用可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/

最初に出願人の観点から PCT の手続きの概要を説明する PCT FAQs (外国における発明の保護:特許協力条約 (PCT) に関する FAQ) をご一読ください。下記リンク先にて閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html

以下の情報では PCT 出願の提出にあたり、特定の状況に対応する際に参照可能な資料を掲載しています。その他の基礎や上級者向けを含むより一般的な資料は最後にご紹介します。

PCT 出願の提出先

出願人は通常自国の特許庁又は広域特許庁(出願人が広域特許機関又は協定の加盟国又は締約国の国民又は居住者である場合)へ PCT 出願の提出が可能です。出願が可能な提出先を調べるには、下記リンク先の **PCT 出願人の手引**の附属書 B (一般情報)をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/appquide/

出願人(又は出願人のうち一人)が国民及び/又は居住者である国、又は関連する広域官庁(AP、EA、EP、OA)の国に対応する"一般情報(附属書B)"に記されたX印を選択し、"[…]の国民及び居住者のための管轄受理官庁"の欄をご参照ください。なお、何れのPCT締約国の国民及び/又は居住者である出願人は、受理官庁としてのWIPO国際事務局(RO/IB)にPCT出願を提出することができる旨、ご留意ください。詳細は下記リンク先の"PCT 受理官庁としての国際事務局への直接出願"をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html

出願する官庁の選択は、出願人の国籍若しくは住所又は発明がなされた場所により、国の安全に関する規定により制限されることがある旨、ご留意ください。詳細は下記リンク先の"国際出願及び国の安全に関する考慮事項"をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html

電子形式での PCT 出願の提出

多くの PCT 受理官庁は電子形式での国際出願を受理しており、出願人はそうすることで国際出願手数料の減額を受けることが可能です。どの官庁がどのような形式の電子出願を受理するのかを確認するには、**PCT 出願人の手引**(http://www.wipo.int/pct/en/appguide/) **附属書 C** をご参照ください。また"電子出願を受理する官庁"の一覧は下記リンク先にて確認でき、表示された多くの官庁が受理可能な形式や電子証明書に関する詳細を提供しています。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/e-filing/index.html

RO/IB では二つの電子出願形式を受理します。

- ePCT-Filing(ePCT 出願)(ePCT プライベートサービス(下記参照)経由)及び
- PCT-SAFE (http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download client.html 参照)

多くの便利な機能や予防安全手段を提供する ePCT-Filing の利用をお勧めします。ePCT-Filing は認証機能を備えており、出願を通してユーザをガイドする学習ツールでもあります。

電子的な中間書類の提出及び国際出願の一件書類へのアクセス

WIPO が提供する ePCT プライベートサービス(WIPO ユーザアカウント及び電子証明書が必要)及び ePCT パブリックサービス(WIPO ユーザアカウントのみ必要)を利用することで、出願人は多くの中間書類を電子形式で提出することが可能です。また、ePCT プライベートサービスでは、出願人は出願に関する様々な手続きを簡単に実行でき、IB が管理する国際出願の電子的な一件書類を閲覧することも可能です。電子証明書の取得方法及びアップロードの仕方を含む詳細は、ePCT に関する様々な情報を得ることができ、デモモードで ePCT システムを利用することも可能な下記リンク先の ePCT ポータルをご利用ください。

https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp

PCT 出願に指定される国の確認方法

PCT 願書様式(PCT/RO/101)の提出は、国際出願日に PCT に拘束される全ての PCT 締約国の指定を構成します(PCT 規則 4.9(a))。 **PCT Newsletter** に掲載される締約国の一覧("PCT 締約国及び二文字コード")は下記リンク先から閲覧可能で、二文字国コードのアルファベット順に PCT 締約国が表示され、広域特許協定の加盟国及び国内ルートを閉鎖した国(広域特許のみ PCT 経由で取得可能な場合)に関する情報が掲載されています。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/list_states.pdf

二つ目は **PCT 出願人の手引**に含まれ、下記リンク先にて、締約国名がアルファベット順で表示され、PCT の発効日、関連する領土の適用及び特定の申立てに関する情報を提供します。

http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexa/ax_a.pdf

国内/広域官庁で利用可能な保護の種類

様式 PCT/RO/101 の提出は全ての PCT 締約国の指定を構成するのみならず、関連する国において利用可能な全ての種類の保護を求めることに関するそれらの国の指定、また該当する場合には、広域及び国内特許の両方を求めることに関するそれらの国の指定も構成します。しかしながら、幾つかの官庁は国内ルートを閉鎖しており、広域特許経由の保護のみ提供し、また幾つかの官庁は国内又は広域特許の代わりに、又はそれに加えて他の種類の保護を提供します。各 PCT 締約国で利用可能な保護に関する詳細は、下記リンク先の "PCT 締約国の PCT 経由で利用可能な保護の種類"の表をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/typesprotection.pdf

当該情報は下記リンク先にて、関連する **PCT 出願人の手引の附属書 B** ("PCT に基づき取得可能な保護の種類"の欄)においてもご覧頂けます。

http://www.wipo.int/pct/en/appguide/

また、特に広域特許が取得可能な国の情報は、下記リンク先の"*広域特許が取得可能な PCT 締約国*"の表に含まれています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reg_des.html

国際調査機関(ISA)/国際予備審査機関(IPEA)として行動する官庁の確認方法

現在 17 の国内特許庁及び 2 つの広域特許庁が ISA 及び IPEA として実務を行っています。ISA 及び IPEA として行動するための管轄官庁(場合により複数の官庁)は、**PCT 出願人の手引** (http://www.wipo.int/pct/en/appguide/) **附属書 C** の関連箇所に掲載されています。PCT 出願を提出する受理官庁の二文字国コードの "受理官庁 (附属書 C)"の欄に記された X 印を選択し、 "管轄国際調査機関"の欄、又は国際予備審査請求書を提出する場合には "管轄国際予備審査機関"の欄をご参照ください。複数の ISA 又は IPEA を選択できるかもしれませんが、幾つかの IPEA は国際調査が特定の ISA により実施された場合にのみ IPEA として行動する場合があることにご留意ください(該当する場合は脚注に記載)。ePCT-Filing を利用した出願の場合には、ISA 及び IPEA の選択肢は自動的に表示されます。

国際出願を行うための言語

出願をする官庁に関してはPCT出願人の手引 (http://www.wipo.int/pct/en/appguide/) **附属書C** をご参照ください。なお、国際出願をする言語がISAにより認められない場合 (附属書D参照) には、出願人は翻訳文を提出する必要があります (PCT規則 12.3)。また、国際出願をする言語が公開言語 1 ではなく、国際調査のための翻訳文 (PCT規則 12.3(a))が要求されていない場合は、出願人は公開言語による出願の翻訳文を提出する必要があります (PCT規則 12.4(a))。

国際段階で必要な手数料の確認方法

国際出願を提出する際に支払う手数料に関する情報は、出願をする官庁に関する **PCT 出願人の手引**(http://www.wipo.int/pct/en/appguide/) **附属書 C** をご参照ください。選択した ISA に支払う調査手数料の額は附属書 D を、また該当する場合、選択した IPEA へ支払う予備審査手数料及び取扱手数料の額は附属書 E をご参照ください。主な手数料は、下記リンク先の"**PCT 手数料表**"に掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/fees/

PCT 出願人及び代理人が WIPO 国際事務局以外の者から、PCT 国際出願の手続きに関係のない手数料の支払いを求める通知を受領している事態にご留意ください。詳細は、下記リンク先の "ご注意ください:WIPO 国際事務局以外のものからの手数料請求書"をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

官庁がした留保、宣言又は IB に通知した特定の PCT 条約又は規則の国内法令との不適合の確認方法

特定の受理官庁又は指定(選択)官庁に対し適用されない PCT 条約又は規則があるか確認するには、下記リンク先の"**留保及び不適合**"の表をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res incomp.html

-

¹ 公開言語(PCT 規則 48.3)は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及 びスペイン語

国内段階移行期限の確認方法

通常、国内段階移行期限は優先日から30ヶ月(PCT第22条(1)及び第39条(1)(a)参照)ですが、国内又は広域官庁はPCT第22条(3)及び第39条(1)(b)に基づき、より長い期限をIBへ通知している場合もあります。なお、三つの官庁はPCT第22条の国内法令との不適合を通知しており、指定官庁としての当該官庁に国内移行するPCT出願には、20ヶ月の期限が適用されます。下記リンク先の"国内段階移行期限"の表には、全ての指定(又は選択)官庁の期限が掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html

当該情報は **PCT 出願人の手引** (http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp) の関連国の国内 段階の概要ページでもご確認頂けます。

公開された国際出願の閲覧方法

全ての公開された PCT 出願及び関連書類は、下記リンク先の WIPO の **PATENTSCOPE 検索** システムにて無料で閲覧可能です。

https://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf

さらに、"国内段階"タブにて、特定の PCT 出願の国内段階移行に関する情報と、場合によっては、当該出願の特定のステータス情報へのリンクが表示されます(当該情報が IB にとって利用可能である場合のみ)。

国内段階移行のための要件及び手数料の確認方法

関連する国内官庁により IB へ提供されている場合、各指定(又は選択)官庁への国内段階移行の要件の概要、及びそれに続く当該官庁に対する手続きの詳細は、関連する **PCT 出願人の手 引**(http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp) **国内段階**に掲載されています。国内段階移行の際に支払う手数料は"概要"に含まれており、その他の国内手数料に関しても国内段階にてご確認いただけます。

PCTの一般概要を提供する関連資料

以下に参照される PCT 関連情報をご一読される前に、PCT で使用される用語の理解に便利な PCT Glossary (PCT 用語解説) がお役に立つでしょう。下記リンク先をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/glossary.html

PCT についてあまり熟知されていない方には、次に示すより理解しやすい PCT 関連資料を参照することから始めるのが良いでしょう。

PCT ディスタンスラーニング (基礎)

PCT の一般概要を説明する WIPO の無料オンラインコース "特許協力条約入門" をご希望の際は、下記リンク先から受講できます。

http://www.wipo.int/pct/en/distance learning/index.html

PCT セミナー資料

PCT 出願をする際の様々な点に関する情報を提供する役立つ PCT セミナー資料が、下記リンク先で利用可能です。

(英語) http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf (日本語) http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/seminar/basic_1/document.pdf

PCT 出願人の手引

PCT の手続きに関する*詳細*は PCT 出願人の手引をご利用くださいー "**国際段階の概要**"及び "**国内段階の概要**"を以下のリンク先にて参照。これは出願人にとって主要な役割を果たす資料であり、PCT 官庁や機関の国際段階及び国内段階における要件に関する包括的な情報を含みます。

http://www.wipo.int/pct/en/appguide/

PCT ビデオシリーズ

"Learn the PCT (PCT を学ぶ)"と題した 29 本の短編ビデオシリーズは、PCT 手続きの国際 段階及び国内段階における重要な点や問題に関する情報を提供し、PCT セミナー資料よりも、 より詳細な説明がされています。このビデオシリーズは下記リンク先にて無料でご利用いただ けます。

http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html

PCT ウェビナー

PCT 関連のウェビナーは研修目的で、また PCT ユーザに制度の最新情報をお知らせするために定期的に提供されています。特に WIPO の電子出願及び書類管理システム(ePCT プライベートサービス、ePCT パブリックサービス、ePCT-Filing(下記参照))に関するウェビナーもございます。今後予定されているウェビナーに関する情報は、下記リンク先の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf

過去のウェビナーのアーカイブは下記リンク先から閲覧可能です。

http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html

重要な法律文書

最も重要な法律文書は"特許協力条約"及び"PCT に基づく規則"、規則の詳細を提供する"PCT 実施細則"です。これらは下記リンク先にてご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html

その他の役立つ関連資料

定期的なお知らせ及び更新は、下記リンク先の PCT Newsletter (毎月発行)

http://www.wipo.int/pct/en/newslett/

及び下記リンク先の公示(PCT公報) (毎週発行)をご参照ください。

http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/official notices/officialnotices.pdf

PCT 期間計算システムは、下記リンク先でご利用可能で、PCT の重要な期限の計算を行います。

http://www.wipo.int/pct/en/calculator/pct-calculator.html

様々な PCT 機関に対する手続きの理解を深めるためには、下記リンク先の "**PCT 受理官庁ガ** イ**ドライン**"及び "**PCT 国際調査・予備審査ガイドライン**"をご参照ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html

最初の PCT 出願を準備する前に何かご不明な点があれば、下記 PCT インフォメーションサービスまでお問い合わせください。

電子メール: pct.infoline@wipo.int 電話番号: (+41-22) 338 8338 ファックス: (+41-22) 338 8339

電子形式での PCT 出願や RO/IB への PCT 出願に関するお問い合わせ先は、下記リンク先の PCT ウェブサイトの "お問い合わせ先"の欄に掲載されています。

http://www.wipo.int/pct/en/

出願後の PCT 出願について "権限のある職員" へのお問い合わせをご希望でしたら、下記リンク先で検索できます。

https://patentscope.wipo.int/search/en/teamlookup.jsf

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧